

令和3年群馬東部水道企業団議会

11月全員協議会会議録

群馬東部水道企業団

令和3年群馬東部水道企業団議会11月全員協議会会議録

令和3年11月25日（木曜日）

1 出席議員 10名

1番	齋藤光男	2番	久保田俊
3番	山田隆史	4番	野村晴三（欠席）
5番	斉藤貢一（欠席）	6番	古田島和茂
7番	松井篤	8番	今村好市
9番	堀口正敏	10番	柿沼英己
11番	田邊信雄	12番	松村潤

2 説明のために出席したもの 8名

局長	篠木達哉	次長	小郷隆士
次長	落合利充	次長	百瀬光宏
総務課長	奥川靖	企画課長	鈴木徹哉
工務課長	小井土健之	みどり支所長	関口洋一

3 その他出席した者 3名

書記	高塚学	書記	桑子久美子
書記	川崎千穂		

令和3年11月全員協議会次第

日時 令和3年11月25日(木) 午前10時00分
場所 常任委員会室(太田市役所 低層棟4階)

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

- ① 群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について
- ② 群馬東部水道企業団議会定例会規則の一部改正について
- ③ 群馬東部水道企業団議会全員協議会規程の制定について

4 報告事項

- ① 例月出納検査の結果(8～9月分)について **【総務課】**
- ② 群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表について **【総務課】**
- ③ 令和2年度 事務に関する説明書について **【総務課】**
- ④ 1,000万円以上工事請負契約締結(9～10月分)の報告について **【工務課、館林支所、みどり支所】**

5 そ の 他

6 閉 会

【 全員協議会 会議録 】

局長（篠木達哉） 皆さま、公務ご多忙の中、群馬東部水道企業団議会全員協議会へのご出席ありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、群馬東部水道企業団局長の篠木でございます。よろしく願いいたします。

なお、本日は、館林市の野村議員、斉藤議員から欠席の連絡がございましたのでご報告いたします

それでは、開会に先立ちまして、斉藤議長よりごあいさつを頂戴したいと存じます。

議長（斎藤光男） 皆さん、こんにちは。本日は、各構成団体の議会定例会前のご多忙のなか、当企業団議会の全員協議会にご出席いただき、お礼を申し上げます。

これから冬も本番となり、寒さが一段と増してきます。新型コロナウイルス新規感染者は減少しておりますが、皆様におかれましては、引き続き、十分な感染予防に努めて頂くとともに、本日の協議、報告事項に対する忌憚のない意見をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

局長（篠木達哉） ありがとうございます。

本日は、あらかじめ配付させていただきました次第に基づき進めさせていただきますので、ご協力をお願いします。

なおこの後は、着座にて進行させていただきます。

それでは、これより斎藤議長により座長を務めていただき、進行をお願いいたします。

座長（斎藤光男） ご指名でございますので、座長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第の3、協議事項にはいります。お手元の全員協議会資料をご覧ください。

最初に、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正についてを議題といたします。なお、本案件につきましては、次の定例会の提出案件のため、質疑や討論は行わず、皆様のご意見を伺います。

では、事務局から説明願います。

(鈴木課長挙手)

座長（斎藤光男） 鈴木課長。

企画課長（鈴木徹哉） それでは、資料ナンバー1、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

本案の目的は、現在、3市5町8通りの水道料金体系を水道料金審議会からの答申内容に基づき、水道料金の統一を図るため、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正を行うものでございます。

内容としましては、水道料金の統一に伴い条文の改正や追加をし、施行期日、経過措置及び激変緩和措置について定めるとともに、併せて文言の整備も行うものでございます。

具体的な改正及び追加内容でございますが、お手元の資料の次ページ、群馬東部水道企業団給水条例新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の1ページ目となりますが、現行第12条中「使用者」を「水道使用者」に改めるものでございます。

次に、現行第23条第1項中「水道の使用者」を「水道使用者」に改めるものでございます。

次に、現行第24条本文を「料金は、使用期間1月につき、次の表に掲げる用途の区分に従い、メーターの口径、使用水量に応じ、基本料金及び従量料金の合計額に消費税相当額を加えて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」に改め、新たな料金表を加え、また、2ページ目となりますが、同条第2項として「前項の基本料金は、使用水量が1立方メートルに満たないとき又は使用中の届出がなく水道の使用をしていないときも、徴収する。」を加えるものでございます。

次に、現行第25条第1項中「使用水量をまとめて計量し」を「メーターの検針を行い、その計量した使用水量をもって」に改め、第2項中「使用水量を計量し」を「メーターの検針を行い」に改めるものでございます。

次に、現行第27条中「前使用者」を「前水道使用者」に改めるものでございます。

3ページ目となりますが、現行第28条第1項中「使用水量を計量し」を「メーターの検針を行い、その計量した使用水量をもって」に改めるものでござい

ます。

次に、現行第33条に第2項として「企業長は、水道使用者が口座振替の方法により料金を納入するときは、第24条第1項の表により算定した額から口座振替1回あたり100円を減額することができる。ただし、水道使用者の責めに帰すべき理由により、企業長が別に定める納入期限までに料金が納入されないときは、この限りではない。」を加えるものとさせていただきます。

また、附則に次の4項を加えるものとさせていただきます。

施行期日第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置第2項、改正後の群馬東部水道企業団給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第1項の規定は、令和5年6月以後に検針して算定した料金から適用し、同年4月及び5月に検針して算定した料金については、なお従前の例による。

第3項、改正後の条例第33条第2項の規定は、令和5年6月以後に検針して算定した料金から適用するとしており、改正後の料金及び口座振替1回につき100円を減額する規定は、いずれも令和5年6月以後の検針分から適用するものとさせていただきます。

4ページ目となりますが、激変緩和措置第4項、改正後の条例第24条第1項の規定にかかわらず、令和5年6月から令和8年5月までに検針して算定した一般用の料金は、改正後の条例第24条第1項の表により算定した額（以下この項において「改正後の料金」という。）が改正前の群馬東部水道企業団給水条例の別表により算定した基本料金及び従量料金の合計額（以下この項において「改定前の料金」という。）を上回る場合、改正後の料金から、改正前の料金との差額に次の表の左欄に掲げる使用水量の検針期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる減額率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を控除し、消費税相当額を加えて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。及び使用水量の検針期間と減額率の表を加えるものとさせていただきます。この規定は、水道使用者の料金負担に配慮するため、令和8年5月検針分まで段階的に激変緩和措置を設けるもので、実質的な料金統一は、令和8年6月検針分から開始するものとさせていただきます。なお、本案は、令和4年2月定例会に議案を提出する予定でさせていただきます。

以上が、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正についての説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

座長（斎藤光男） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（「なし」との声あり）

座長（斎藤光男） 別にご意見もないようですので、本案件の協議を終わります。

座長（斎藤光男） 次に、群馬東部水道企業団議会定例会規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

（奥川課長挙手）

座長（斎藤光男） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、資料ナンバー2をご覧くださいいたします。

群馬東部水道企業団議会定例会規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。当企業団の定例会の開催月は、現在2月と9月に定められておりますが、そのうち9月は当該規則のただし書きの都合により繰り上げ、または繰り下げることができるとする規定により、これまで10月に開催してきました。

しかしながら、9月の開催が構成団体の定例会と重なっており、事実上開催が困難なことから当該規則を改正し、9月開催から10月開催に規則を変更するものでございます。改正規則の施行日は、公布の日を予定しております。

次頁は、改正規則の新旧対照表となりますので、ご参考くださるようお願いいたします。以上でございます。

座長（斎藤光男） ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

座長（斎藤光男） 別にご質疑もないようですので、事務局案のとおり改正することにご異議ありませんか。

(「なし」との声あり)

座長（斎藤光男） ご異議なしと認めます。それでは、事務局案のとおり改正いたします。

座長（斎藤光男） 次に、群馬東部水道企業団議会全員協議会規程の制定についてを議題といたします。

(奥川課長挙手)

座長（斎藤光男） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、資料ナンバー３をご覧くださるようお願いいたします。

群馬東部水道企業団議会全員協議会規程の制定につきまして、ご説明いたします。

制定の目的は、全員協議会の運営方法や必要事項を定めることで、円滑に開催するものでございます。当企業団の全員協議会の位置づけとなりますが、資料の下の部分に記載した、３のその他、群馬東部水道企業団議会会議規則（抜粋）をご覧いただきたいと思います。

現在、当該規則第８３条では資料記載のとおり規定しており、条文の法とは地方自治法ということになりますが、参考までに地方自治法第１００条第１２項では、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができると規定しております。そのため規則の第８３条では、第１項で議案の審査又は議会の運営に関し協議または調整を行うための場を別表のとおり設けるとし、第２項では、協議等の場の運営その他必要な事項は議長が別に定めるとしてしております。別表の部分となりますが、名称を全員協議会とし、目的は企業団事業の課題、企業団議会の運営等について協議を行うと定め、構成員は議員、招集権者は議長としております。

今回の規程の制定は、この規則第８３条に基づき、制定をさせていただきたいと考えております。

次頁をご覧くださるようお願いいたします。

第１条は、今回定める規程の趣旨となります。次の第２条では、議長の職務代理者や開催方法を規定したものでございますが、第３項では議員の半数以上

の出席を必要とする会議の成立要件も規定しております。次の第3条では議長が認めるときは、議員以外の出席を求めることができ、第4条では全員協議会の原則公開を規定しております。

ただし、半数以上の議員の同意があったときは、非公開にできる旨も規定しております。次の第5条は、定例会と同様に全員協議会も傍聴を認め、第6条では会議の記録作成を義務づけております。最後の第7条となりますが、今回定めるもののほか必要な事項は、全員協議会で協議して定めると規定しております。最後の附則につきましては、施行日を規定したものでございます。

なお、全員協議会の会議録については、現在公表しておりませんが、今後企業団のホームページで公開していきたいと考えております。また、会議の傍聴についても併せて周知していきたいと考えておりますので、ご了承くださるようお願いいたします。以上でございます。

座長（斎藤光男） ただいまの説明に対し、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

座長（斎藤光男） 別にご質疑もないようですので、事務局案のとおり制定することにご異議ありませんか。

（「なし」との声あり）

座長（斎藤光男） ご異議なしと認めます。それでは、事務局案のとおり制定いたします。以上で、協議事項を終了いたします。

座長（斎藤光男） 次に、次第の4、報告事項に入ります。

事務局から順次説明を求めます。

まず、①の例月出納検査の結果について説明願います。

（奥川課長挙手）

座長（斎藤光男） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは資料ナンバー４をご覧くださるようお願いいたします。

例月出納検査の結果８月分、９月分につきまして、ご報告させていただきます。

概要でございますが、本日の会議までに実施された例月出納検査のうち、監査委員から、当企業団の議会宛に報告された検査結果を、議員の皆様にご報告するものでございます。検査日時は恐縮ですが資料記載のとおりでございます。各月末日の現金の出納状況が、残高証明書及び諸帳簿と一致しており、正確であることを確認しております。次頁以降につきましては、提出された検査結果の報告書でございます。

以上、ご報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

座長（斎藤光男） ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

座長（斎藤光男） 別にご質疑もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に②の群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表についての説明を願います。

（奥川課長挙手）

座長（斎藤光男） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、資料ナンバー５をご覧くださるようお願いいたします。

群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表につきまして、ご報告いたします。

本件につきましては、地方公務員法第５８条の２及び当企業団の条例により、昨年度の人事行政の運営状況などを公表するものでございます。具体的な内容は、次頁の資料ナンバー５-１をご覧くださるようお願いいたします。

主なものをご説明させていただきます。職員の任免及び職員数に関する状況でございますが、（１）の職員数の状況ですが、令和２年４月１日の職員数は６

3人となっております。参考までに、平成31年4月1日と比較すると4人減員しております。63人の内訳となりますが、専任職員は退職派遣職員を含め28人、派遣職員は35人となっております、派遣職員の派遣元と人数は資料記載のとおりでございます。

(2)の職員の採用及び退職の状況ですが、専任職員の新規採用が2人、退職者は該当ございませんでした。次の頁をお開き願います。

資料中程、3の職員の給与の状況をご覧いただきたいと思っております。(1)の昨年度の人件費となりますが、退職派遣者と群馬県派遣職員を除いた51人の給料、手当、法定福利費を合わせた総額は、4億586万5,000円で、1人当たり換算すると795万8,000円となっております。(2)の職員の平均給料月額が34万9,000円、平均給与月額が39万9,332円で、平均年齢は45.3歳でございます。

参考までに一昨年度、令和元年度の人件費の状況と比較いたしますと、総額は職員を減員したため、9,327万3,000円の減少となっておりますが、平均給料月額では1万2,500円、平均給与月額では2万691円と、それぞれ増額となっております。また、職員の平均年齢は、0.7歳高くなっております。平均給料月額などが増額になった理由として、職員の平均年齢の上昇などにより増加したものと考えております。

次の頁の4の職員の勤務時間その他の勤務条件の状況でございますが、(1)の1週間の勤務時間は38時間45分、(2)の年次有給休暇の平均取得日数は13.14日となっております。年次有給休暇については一昨年度と比較し3.18日減少しております。減少した理由でございますが、新型コロナウイルスのため昨年の4月20日から5月24日まで交代制勤務を実施したことなどが、年次有給休暇の取得に影響が出たと考えております。次のページをご覧ください。

資料中程の6の職員の分限及び懲戒処分の状況につきまして、(1)の分限処分職員が1件ございますが、休職の理由は傷病によるものとなっております。

主な説明は以上でございますが、説明していない項目もございますが、恐れ入りますが後程ご確認くださるようお願いいたします。

なお、説明で職員の人件費について触れさせていただきましたが、企業団の職員の給与について、専任職員は太田市の給与条例の規定を適用し、また派遣職員は派遣元の給与条例を適用し、費用はいずれも当企業団で負担しております。現在、構成団体においては、人事院勧告にともなう職員の給与改定について検討されているかと思っております。既に今年度の給与改定を見送る構成団体もあるかと思っておりますが、先ほどご説明した理由から、太田市または派遣元の団体の

給与条例が改正になれば、企業団の職員の給与改定も行われる仕組みとなっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。以上でございます。

座長（斎藤光男） ただいまの説明に対し、ご質疑等ございますか。

（「なし」との声あり）

座長（斎藤光男） 別にご質疑もないようですので、説明のとおりご了承願います。

座長（斎藤光男） 次に③の令和2年度事務に関する説明書について説明願います。

（奥川課長挙手）

座長（斎藤光男） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、資料ナンバー6の資料をご覧くださいよう願います。

令和2年度事務に関する説明書につきまして、ご報告させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第122条において、普通地方公共団体の長は、議会に事務に関する説明書を提出しなければならないと規定されていることから、別添説明書により、ご報告させていただくものでございます。

説明書の内容となりますが、昨年度の事務概況を、所属別にまとめたもので、当企業団の組織図のほか、総務課は人事や監査、議会、契約など、企画課は県企業局の2浄水場の事業統合や国庫補助金事業実績、財務状況、使用水量、工務課、館林支所及びみどり支所は、老朽管の整備状況、みどり支所庁舎建設室は新庁舎の建設のことなどを記載したものでございます。説明書の詳細な内容につきましては、恐れ入りますが、後ほどご確認くださいよう願います。以上でございます。

座長（斎藤光男） ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

座長（齋藤光男） 別に、ご質疑もないようですので、報告のとおりご了承承願
います。

座長（齋藤光男） 次に、④の1,000万円以上工事請負契約締結の報告に
ついて、説明願います。

なお、説明は、太田本所分、館林支所分、みどり支所分と順にそれぞれ行い、
質疑は一括して行います。それでは、説明願います。

（小井土課長挙手）

座長（齋藤光男） 小井土課長。

課長（小井土健之） 太田本所において9月、10月に締結された、1,000
万円以上の工事請負契約について報告いたします。資料ナンバー7-1から
資料ナンバー7-5までの5件は履行場所が太田市になります。

内容は、配水管布設替工事3件、布設工事2件です。請負者は後藤建設株式
会社他4社、施工延長の合計は1,555.8m、平均の落札率は96.69
パーセントになります。以上となります。

（落合次長挙手）

座長（齋藤光男） 落合次長。

次長（落合利充） 館林支所において9月、10月に締結された、1,000
万円以上の工事請負契約について報告いたします。まず、資料ナンバー7-6、
履行場所は館林市になります。内容は、配水管布設替工事、請負者は有限会社
吉田設備工業、施工延長は187.1メートル、落札率は94.93パーセントに
なります。

次に、資料ナンバー7-7の履行場所は、板倉町になります。内容は、配水
管布設替工事、請負者は有限会社岩崎設備、施工延長は250.3メートル、落
札率は93.97パーセントになります。

次に、資料ナンバー7-8から資料ナンバー7-10までの3件の履行場所
は、明和町になります。内容は、配水管布設替工事3件となります。請負者は

荒井建設株式会社ほか1社、施工延長の合計は541.8メートル、落札率は95.82パーセントになります。

次に、資料ナンバー7-11から資料ナンバー7-12までの2件の履行場所は、千代田町になります。内容は、配水管布設替工事2件となります。請負者は新和建設株式会社ほか1社、施工延長の合計は841.1メートル、平均の落札率は95.76パーセントになります。

次に、資料ナンバー7-13から資料ナンバー7-15までの3件の履行場所は、邑楽町になります。内容は、配水管布設事1件、配水管布設替工事1件、切り廻し工事1件となります。請負者は有限会社小倉水道工業所ほか2社、施工延長の合計は763.9メートル、平均の落札率は94.35パーセントになります。以上となります。

(関口支所長挙手)

座長（斎藤光男） 関口支所長

課長（関口洋一） みどり支所において9月、10月に締結された、1,000万円以上の工事請負契約を報告いたします。

資料ナンバー7-16からナンバー7-17までの2件は履行場所がみどり市、ナンバー7-8の履行場所はみどり浄水場となります。

内容は、配水管布設替工事2件、管理棟屋根防水工事1件です。請負業者は株式会社キンケンみどり支店他1社です。布設替工事の施工延長の合計は633.2メートル。平均落札率は92.94パーセントです。以上となります。

座長（斎藤光男） ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

座長（斎藤光男） 別に、ご質疑もないようですので、説明のとおりご了承願います。

座長（斎藤光男） 以上で、予定しておりました案件は終了いたしました。議員の皆様から何かございますか。

（「なし」との声あり）

座長（斎藤光男） 別にないようですので、事務局より連絡事項はございますか。

座長（斎藤光男） 別にないようですので、以上をもちまして本日の議事すべてを終了いたします。

これをもちまして、座長の職を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

局長（篠木達哉） 斎藤議長、ありがとうございました。

これをもちまして、全員協議会を終了させていただきます。

次回の全員協議会は、2月定例会と同日の2月10日木曜日の午前9時30分から、この会場におきまして、開会となります。

ありがとうございました。